

不良行為少年の補導状況

学 別	未就学 小学生 中学生 高校生 その他学生	飲酒	喫煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家出	その他	合計
		有職少年 無職少年							
年 別	10歳以下				11		6	10	27
	11歳				4		3	14	21
	12歳		1	5	7		9	16	38
	13歳		15	9	8		22	30	84
	14歳		14	19	15	1	17	37	103
	15歳	11	63	53	26	7	13	24	197
	16歳	8	153	110	15	6	15	41	348
	17歳	11	149	134	4	3	19	29	349
	18歳	18	109	18	7	5	1	26	184
	19歳	12	112		1	1	1	15	142
合計		60	616	348	98	23	106	242	1,493

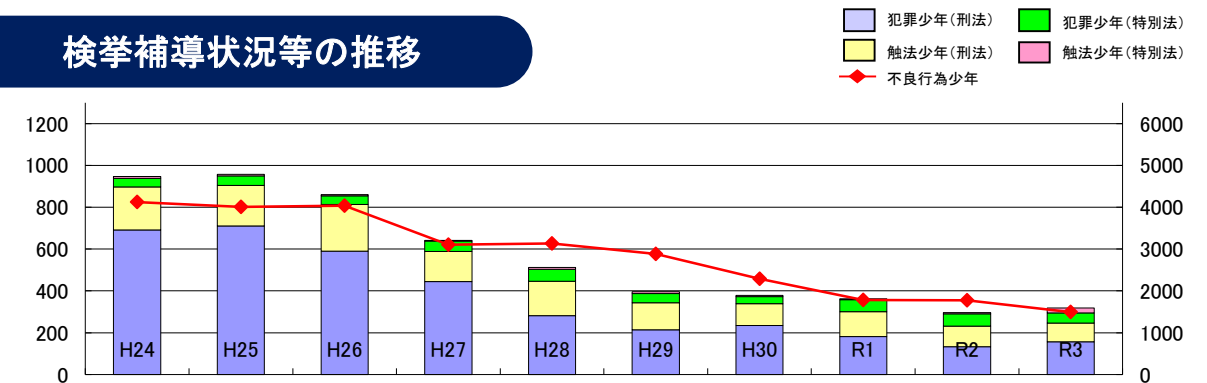
※ その他は、「薬物乱用」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不良交友」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

少年非行の概況（R3年）

少年非行の特徴

- 少年の検挙補導人員（刑法）は246人で前年より増加（前年比+6.0%）。学職別では中学生が72人で最も多く、全体の29.3%。初発型非行（万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領）は136人で全体の55.3%。
- 少年の検挙補導人員（特別法）は73人で前年より増加（前年比+14.1%）。軽犯罪法違反が34人（前年比+14人）で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が19人。

検挙補導状況等の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
検挙補導人員（刑法）	898	904	814	588	446	343	339	301	232	246	+14	+6.0%
犯罪少年	692	711	590	445	281	214	234	181	133	157	+24	+18.0%
触法少年	206	193	224	143	165	129	105	120	99	89	-10	-10.1%
検挙補導人員（特別法）	50	54	40	54	67	53	40	61	64	73	+9	+14.1%
犯罪少年	40	46	33	50	57	45	33	57	58	49	-9	-15.5%
触法少年	10	8	7	4	10	8	7	4	6	24	+18	+300.0%
非行少年総数	948	958	854	642	513	396	379	362	296	319	+23	+7.8%
非行少年に占める触法少年の割合	22.8%	21.0%	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	34.3%	35.5%	35.4%	-0.1P	-
全国平均	17.0%	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	21.7%	20.1%	23.9%	+3.8P	-
非行率	4.91	4.94	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	1.78	1.37	1.56	0.19	+13.9%
全国平均	4.81	4.18	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	1.64	1.42	1.35	-0.07	-4.9%
不良行為少年	4,124	4,012	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	1,780	1,773	1,493	-280	-15.8%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口（国勢調査による6～19歳の人口）千人当たりの検挙補導人員（刑法）。

警察署別検挙補導状況

	刑 法		特 別 法		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	9	4	3	10	8.2%	32
新居浜	26	23	11	3	19.7%	265
西条	16	7	7	4	10.7%	61
西条西	1	1			0.6%	62
今治	19	10	8		11.6%	121
伯方					0.0%	5
松山東	34	16	11	6	21.0%	329
松山西	32	11	1	1	14.1%	236
松山南	11	10	6		8.5%	180
久万高原					0.0%	3
伊予	5	2			2.2%	69
大洲	1	1	1		0.9%	52
八幡浜		1	1		0.6%	2
西予					0.0%	12
宇和島	2	3			1.6%	60
愛南	1				0.3%	2

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。



少年サポートセンター分室「ひめさぼ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

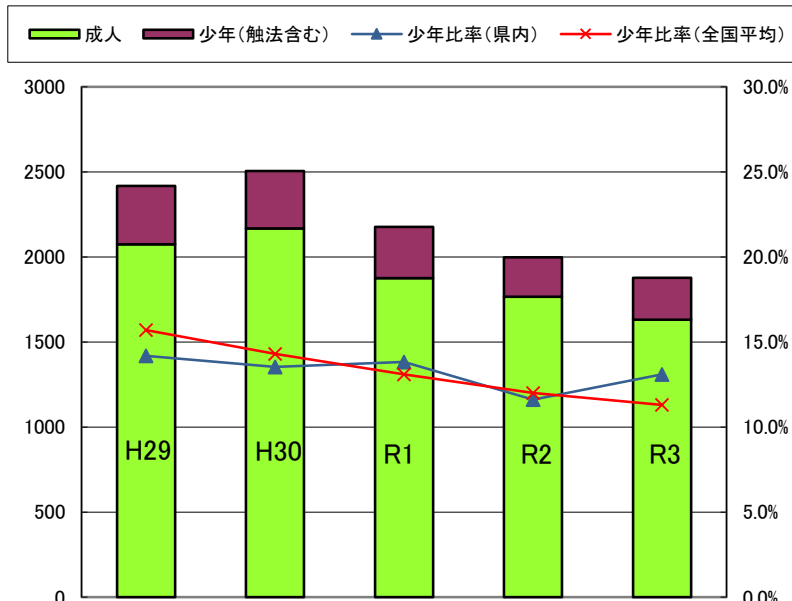
電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前9時～午後5時 ※来所の方は事前に連絡をお願いします。



愛媛県警察

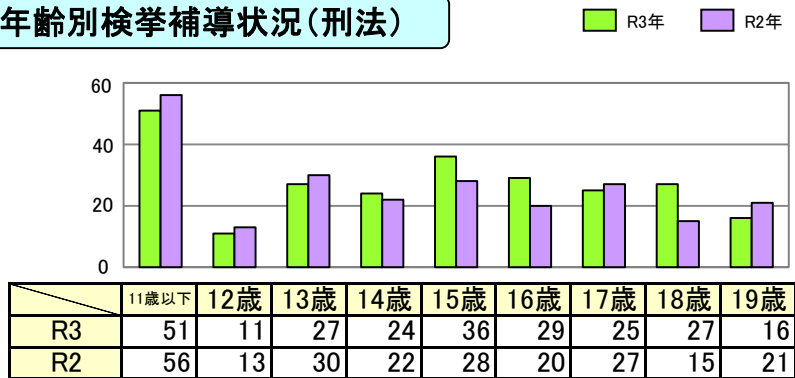
少年の割合の推移(刑法)



	H29	H30	R1	R2	R3	増減	増減率
検挙等総数(刑法)	2,418	2,506	2,176	1,998	1,877	-121	-6.1%
成人	2,075	2,167	1,875	1,766	1,631	-135	-7.6%
少年	343	339	301	232	246	+14	+6.0%
少年の割合	14.2%	13.5%	13.8%	11.6%	13.1%	+1.5	-
全国平均	15.7%	14.3%	13.1%	12.0%	11.3%	-0.7	-

※ 検挙等総数(刑法)は、触法少年を含む。
 ※ 少年の割合は、検挙等総数(刑法)に占める少年の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

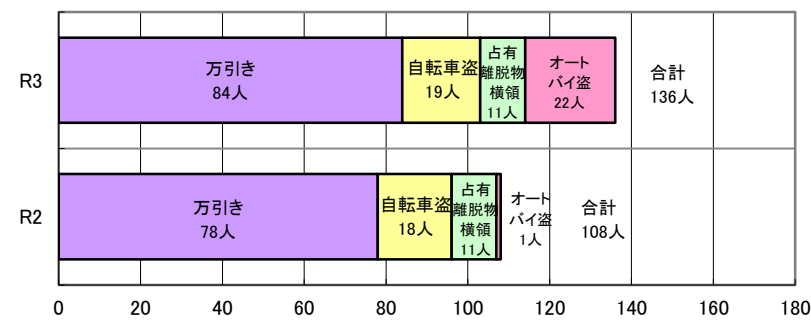
年齢別検挙補導状況(刑法)



	11歳以下	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
R3	51	11	27	24	36	29	25	27	16
R2	56	13	30	22	28	20	27	15	21

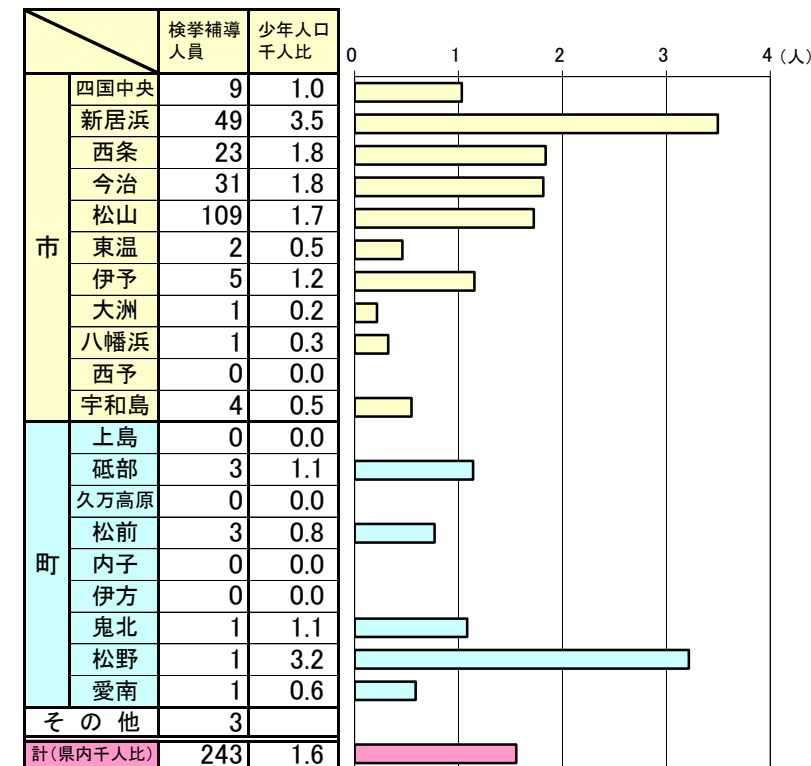
● 15歳が全体の14.6%を占めている(前年12.1%)。
 ● 18歳が大きく増加(前年比+12人)。

初発型非行 検挙補導状況



● 検挙補導人員(刑法)のうち初発型非行は136人で、全体の55.3%(前年46.6%)。うち万引きが84人で61.8%(前年72.2%)を占める。

居住地別検挙補導状況(刑法)

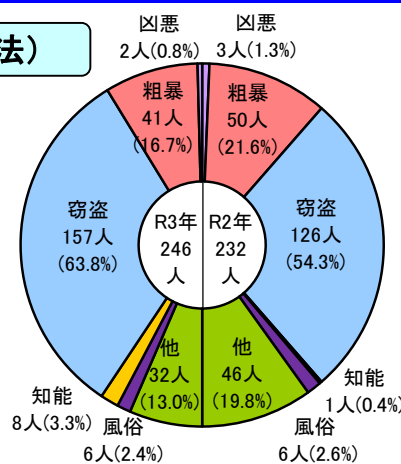


※ 少年人口は令和2年実施の国勢調査による6~19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

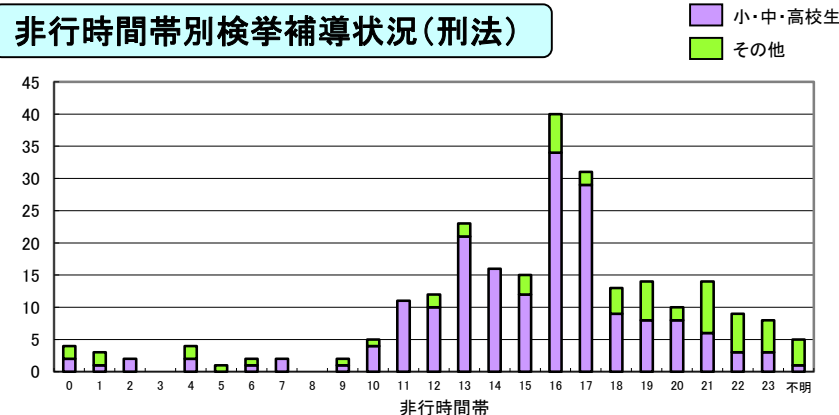
罪種(行為態様)別状況(刑法)

	R3	R2
凶悪犯	2	3
粗暴犯	41	50
窃盗犯	157	126
知能犯	8	1
風俗犯	6	6
その他	32	46
合計	246	232

● 窃盗犯が全体の63.8%(前年54.3%)。うち万引きが53.5%(前年61.9%)。



非行時間帯別検挙補導状況(刑法)



● 小・中・高校生の非行は夕方が多い。

検挙補導状況(特別法)

	合計	年齢別							学職別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職	
R3	検挙補導人員	73	24	6	11	3	12	7	10	38	14	4	13	4
	軽犯罪法	34	14		7	1	9	1	2	18	9	1	5	1
	児童ポルノ法	19	10	5	2	1		1		17	2			
	覚取法等	9					1	3	5				6	3
R2	検挙補導人員	64	6	7	7	9	8	14	13	15	14	5	25	5
	軽犯罪法	20	2	2	5	5	5		1	6	6	1	6	1
	児童ポルノ法	14		4	1	2	2	2	3	4	4	2	4	
	覚取法等	6			1			1	4				4	2
その他	24	4	1		2	1	11	5	5	4	2	11	2	

※ 児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬等特別法」違反の検挙補導人員を示す。

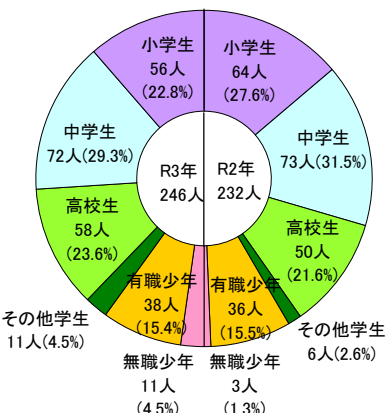
● 軽犯罪法違反が全体の46.6%(前年31.3%)。次いで児童ポルノ法違反が全体の26.0%(前年21.9%)。
 ● 小・中・高校生が全体の71.2%(前年45.3%)。

学職別状況(刑法)

	R3	R2
未就学		
小学生	56 (13)	64 (14)
中学生	72 (12)	73 (7)
高校生	58 (8)	50 (9)
その他学生	11 (2)	6 (1)
有職少年	38 (8)	36 (3)
無職少年	11 (5)	3
合計	246 (48)	232 (34)

※ ()内は女子の内数。

● 小・中学生が全体の52.0%を占める(前年59.1%)。



刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減
初犯者数	267	164	122	143	122	99	96	-3
再犯者数	178	117	92	91	59	34	61	+27
凶悪犯	4	1		1			1	+1
粗暴犯	38	22	18	16	21	18	19	+1
窃盗犯	120	69	66	56	28	12	29	+17
知能犯	2	9	2	4	3			±0
風俗犯	2			1		1	2	+1
その他	12	16	6	13	7	3	10	+7
再犯者の割合	40.0%	41.6%	43.0%	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	13.3P
全国平均	36.4%	37.1%	35.5%	35.5%	34.0%	34.7%	33.7%	-1.0P

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非行少年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※ 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。